

8月から乳幼児医療費助成制度（未就学）の所得制限を撤廃します

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

町では、0歳～小学6年生までのお子さんを対象に、所得制限を設けて、医療費の助成を行ってきましたが、8月から町独自事業として、未就学のお子さんについての所得制限を撤廃します。

未登録のお子さんがある世帯には、すでに案内文・申請書を送付しています。まだ申請を行っていない場合は手続きをお願いします。

『乳幼児・こども医療』『ひとり親家庭医療』の更新手続きについて

■乳幼児・子ども医療費助成の更新および新規申請

前年度より乳幼児・子ども医療費助成制度の更新は自動更新を行っていますので、すでに登録をしている人は所得判定を行い、7月末ごろに受給者証（子ども医療費助成での所得超過の場合は通知書）を送付します。

また、所得状況が確認できない人には、別途案内を送付します。

◇受付期間 随時受付

午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

◇必要なもの（新規申請のみ）

- ・健康保険証（子どもの名前が記載されているもの）
 - ・印鑑
 - ・令和2年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの（令和2年度の課税所得証明または令和2年度の町県民税特別徴収税額通知書）
- ※令和2年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

■ひとり親家庭医療費助成の更新および新規申請

対象の世帯には申請書を送付します。受付期間内に町民福祉課（③④窓口）にて更新手続きをしてください。

◇受付期間

7月10日（金）～7月31日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

◇必要なもの

- ・健康保険証（世帯全員の名前が記載されているもの）
 - ・印鑑
 - ・令和2年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの（令和2年度の課税所得証明または令和2年度の町県民税特別徴収税額通知書）
- ※令和2年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

『乳幼児・こども医療費助成制度』とは？

0歳～小学校6年生のお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や配偶者の離職による特例があります。詳細はお問い合わせください。

（所得要件）

父母の令和2年度の市町村民税所得割額の合計が13万6,700円以下の人が対象。ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父母の所得判定額に加算し判定。

『ひとり親家庭医療費助成制度』とは？

18歳までのお子さんを養育するひとり親世帯の父・母・養育者とお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

（所得要件）

世帯の令和2年度の市町村民税所得割が非課税の世帯が対象。

ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。